

地質調査業者の不正行為等に対する登録停止等の措置基準（概要）

1 趣旨

本基準は、登録の停止又は登録の消除を行う場合の統一的な基準を定めることにより、地質調査業者の行う不正行為等に厳正に対処し、地質調査業者に対する発注者の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

2 具体的内容

（1）登録の停止（登録規程第11条第1項）

【入札・契約手続に関する不誠実行為】 情状が重いときは30日

- ① 競争参加資格申請書等に虚偽の記載
- ② 粗雑業務による成果物に重大な瑕疵
- ③ 契約違反

【業務に関する法令違反】

- ① 地質調査業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（贈賄罪、競売入札妨害罪、談合罪）、独占禁止法違反）
 - a 代表権のある役員が刑に処せられた場合 1年間
 - b 代表権のない役員が刑に処せられた場合 120日
 - c 上記a及びb以外の者が刑に処せられた場合 60日
 - d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合 30日
- ② 法人税法、消費税法等の税法違反
 - a 役員が懲役刑に処せられた場合 30日
 - b 役職員が刑に処せられた場合 15日
- ③ その他法令違反
 - 役員が刑に処せられた場合 15日

（2）登録の消除（登録規程第12条第1項）

- ① 不正の手段により登録を受けたとき（第4号）
- ② 現況報告書中に重要な事項の虚偽記載（第10号）
- ③ 登録の停止に違反したとき（第11号）
- ④ 不正又は不誠実な行為について、情状が特に重いとき（第8号）

（3）登録停止期間の加重等

- ① 一の不正行為等が二以上の措置事由となる場合
最も重い措置事由に基づき登録停止等を行う。
- ② 登録停止となる二以上の不正行為等を併せて停止する場合
最も長期である登録停止期間を2分の3倍に加重する。

- ③ 登録停止後 3 年以内に再び同種の不正行為等を行った場合
登録停止期間を 2 倍に加重する。
- ④ 独占禁止法違反の登録停止後 10 年以内に再び同法違反を行った場合
登録停止期間を 2 倍に加重する。

(4) 登録の停止により禁止される行為

- ① 登録の停止の対象地域において、その登録を受けている旨を新聞広告、ホームページなど表示媒体の種類にかかわらず、対外的に表示すること。
- ② 登録の停止の対象地域において、その登録を受けていることを参加資格要件とした新たな地質調査の契約の締結及び当該契約又は登録停止期間満了後における新たな契約に関連する入札、見積書の提出、交渉等を行うこと。

3 その他

(1) 不正行為等があった時から長期間経過している場合

不正行為等があった時から 3 年を経過し、その間、登録業者として適正に業務が運営されている場合は、登録の停止を行わないことができる。

(2) 登録停止等の公表

登録停止等を行った場合には、速やかに公表するとともに、国土交通省ネガティブ情報等検索サイトに掲載する。

4 施行期日

この基準は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。